

2020年10月6日

各位

仙台市青葉区一番町二丁目1番1号
株式会社 仙台銀行

事業性融資にかかるご融資完済後の債権証書のお取扱いについて

株式会社仙台銀行（本店 仙台市 頭取 鈴木 隆）では、事業性融資のご契約終了後における債権証書について、下記のお取扱いとさせていただきますので、お知らせします。

記

1. 事業性融資にかかる完済後債権証書の取扱い

(1) 事業性融資（無担保）（※1）

- ① お客さまのお申し出がない限り、債権証書等の返却は行わない取扱いとさせていただきます。
- ② ご返却のお申し出がない場合は債権証書等を当行において完済後5年間保管し、保管期間経過後に責任をもって廃棄処分させていただきます。
- ③ 完済後の債権証書の返却をご希望されるお客さまにつきましては、お手数ですがお取扱い営業店までお申し出くださいますようお願い申し上げます。

(2) 事業性融資（抵当権付き）（※2）

- ① 抵当権の解除登記等が必要となる債権証書等につきましては、お客さまへ郵送にてご返却致します。

※1：事業性融資のうち抵当権の付帯しないご融資

※2：アパートローンまたは設備資金等のうち抵当権の付帯するご融資

2. 取扱開始日

2020年12月15日（火）

3. 対象店

全営業店

以上

本件に関するお問い合わせ先

融資部融資統括課

(022-225-8306) 担当 佐藤（誠）

事務部事務集中課（融資事務担当チーム）

(022-225-8576) 担当 佐藤（潤）

